

岩手県住宅復興の基本方針を策定しました！

～ 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援に向けて ～

建築住宅課

県では、東日本大震災津波の被災者の皆さんが安全に安心して暮らせる住環境を構築するため、平成23年10月5日に**岩手県住宅復興の基本方針**を策定しました。

基本方針の期間

岩手県復興実施計画と同様に**平成23年度～平成25年度を基盤復興期間**、**平成26年～28年度を本格復興期間**とします。

特に**災害復興公営住宅**については、**できる限り基盤復興期間に完成**させ、市町村の復興まちづくり事業と合わせて行うものなどについては**本格復興期間の早期完成**させることを目標とします。

復興住宅の供給計画

1) 当面の間の被災者向け住宅

応急仮設住宅	約14,000戸
借上げ民間賃貸住宅等	約4,500戸

2) 恒久的住宅の想定供給戸数

公営住宅	4,000～5,000戸	災害復興公営住宅及び一般公営住宅(県営及び市町村営)
民間持家住宅	9,000～9,500戸	一部住宅の改修を含む。また、新規供給にはマンション等中高層住宅を含む
民間賃貸住宅等	3,000～3,500戸	既存の賃貸住宅を含む



供給方針

- 1) 防災性・耐久性を高める住まいづくり
- 2) ひとにやさしい住まいづくり
- 3) 多様なニーズや地域性に配慮した住まいづくり
- 4) 環境に配慮した住まいづくり
- 5) 福祉部局等との連携



住宅供給に向けての対策

- 1) 応急仮設住宅の活用
- 2) 民間持家住宅及び民間賃貸住宅の建設促進
- 3) 災害復興公営住宅の整備



岩手県住宅復興の基本方針の詳細については、こちらの県土整備部HPをご覧ください

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=4266&of=1&ik=3&pnp=66&pnp=4266&cd=35093>